

議案第14号

平成27年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

平成27年度幕別町の簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,847千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ417,344千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		92,239	1,604	93,843
	1 使用料	92,238	1,473	93,711
	2 手数料	1	131	132
3 繰入金		203,433	△17,366	186,067
	1 他会計繰入金	203,433	△17,366	186,067
4 繰越金		1,017	8,929	9,946
	1 繰越金	1,017	8,929	9,946
5 諸収入		1,001	486	1,487
	1 消費税還付金	1,000	486	1,486
6 町債		142,500	△16,500	126,000
	1 町債	142,500	△16,500	126,000
歳 入	合 計	440,191	△22,847	417,344

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道費		440,091	△22,847	417,244
	1 水道事業費	440,091	△22,847	417,244
歳 出	合 計	440,191	△22,847	417,344

第2表 地方債補正

1 変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
幕別簡水整備事業	44,500	普通貸借又は証券発行	(各事業共通) 5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えすることができる。	21,500	同左	同左	同左
駒島簡水整備事業	87,800				99,300			
新和簡水整備事業	8,000				3,200			
忠類簡水整備事業	2,200				2,000			
合計	142,500				126,000			

歳入

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1水道使用料	92,238	1,473	93,711	1現年賦課分	1,273	1 駒島地区水道使用料 △20 2 幕別地区水道使用料 316 3 大豊地区水道使用料 △407 4 新和地区水道使用料 304 5 忠類地区水道使用料 1,080
				2滞納繰越分	200	1 滞納繰越分 200
計	92,238	1,473	93,711			

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

1手数料	1	131	132	1手数料	131	1 設計手数料 131
計	1	131	132			

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1一般会計繰入金	203,433	△17,366	186,067	1一般会計繰入金	△17,366	1 一般会計繰入金(建設費分) △17,366
計	203,433	△17,366	186,067			

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1繰越金	1,017	8,929	9,946	1繰越金	8,929	1 繰越金 8,929
計	1,017	8,929	9,946			

(款) 5 諸収入

(項) 1 消費税還付金

1消費税還付金	1,000	486	1,486	1消費税還付金	486	1 消費税還付金 486
計	1,000	486	1,486			

(款) 6 町債

(項) 1 町債

1水道事業債	142,500	△16,500	126,000	1水道事業債	△16,500	1 幕別簡水整備事業債 △23,000 2 駒島簡水整備事業債 11,500 3 新和簡水整備事業債 △4,800 4 忠類簡水整備事業債 △200
計	142,500	△16,500	126,000			

歳 出

(款) 1 水道費

(項) 1 水道事業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明				
				特定財源			一般財源	区分		金額			
				国 支 出	道 金	地方債					その他		
1一般管理費	440,091	△22,847	417,244			△16,500	△17,366	11,019	2 給料	3	3 一般職給料(1人)	3	
				(地) 幕別簡水整備事業債			△23,000			3 職員手当等	△168	11 時間外勤務手当	△202
				(地) 駒島簡水整備事業債	11,500					4 共済費	10	14 期末勤勉手当	34
				(地) 新和簡水整備事業債	△4,800					13 委託料	△1,273	5 市町村共済組合負担金	7
				(地) 忠類簡水整備事業債	△200					15 工事請負費	△17,716	12 退職手当組合負担金	3
				(入) 一般会計繰入金(建設費分)			△17,366			16 原材料費	△1,753	5 検針委託料	
										6 計装機器点検委託料		6 計装機器点検委託料	
										23 償還金利子及び割引料	△1,950	3 幕別簡水整備工事	
												2 検定満了量水器	△1,027
												3 量水器ボックス	△726
												2 起債償還利子	△1,950
計	440,091	△22,847	417,244			△16,500	△17,366	11,019					

給 与 費 明 細 書

簡易水道特別会計

1. 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	1		3,803	3,194	6,997	2,211	9,208	
補正前	1		3,800	3,362	7,162	2,201	9,363	
比較			3	△168	△165	10	△155	

	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)
職員手当 の内訳	補正後	156	168	86	936		1,451
	補正前	156	168	86	1,138		1,417
	比較				△202		34

	区分	寒冷地手当 (千円)	児童手当 (千円)	合計 (千円)
職員手当 の内訳	補正後	132	265	3,194
	補正前	132	265	3,362
	比較			△168

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	3	(1) 給与改定に伴う増減分	3	年間給料総額 A 給与改定前 3,799,500 円 B 給与改定後 3,802,800 円 B-A=増減分 3,300 円	給与改定の状況 給料改定率 0.5% 改定実施時期 27.4.1
職員手当	△168	(1) その他の増減分	△168	時間外勤務手当 △202 千円 期末勤勉手当の改正 34 千円	支給対象となる勤務時間の減等 支給率(月数)の増

(3) 給料及び職員手当の状況
ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職	技能労務職
平成 27 年 4 月 1 日 現在	平均給料月額(円)	316,600	
	平均給与月額(円)	624,281	
	平均年齢(歳)	40.9	
平成 26 年 4 月 1 日 現在	平均給料月額(円)	309,300	
	平均給与月額(円)	494,278	
	平均年齢(歳)	39.9	

イ 初任給

区分	一般行政職(円)	技能労務職(円)	国の制度	
			一般行政職(円)	技能労務職(円)
高校卒	144,600	144,600	144,600	144,600
大学卒	176,700	176,700	176,700	176,700

ウ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成 27 年 4 月 1 日 現在	6級			6級		
	5級			5級		
	4級			4級		
	3級	1	100.0	3級		
	2級			2級		
	1級			1級		
	計	1	100.0	計		
平成 26 年 4 月 1 日 現在	6級			6級		
	5級			5級		
	4級			4級		
	3級	1	100.0	3級		
	2級			2級		
	1級			1級		
	計	1	100.0	計		

(級別の職務内容)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級
一般行政職	部長 (重)課長	課長 (重)課長補佐	課長補佐 係長	主査	主任	主事

エ 昇給

区分	合計	代表的な職種	
		一般行政職	技能労務職
補正後	職員数(A) (人)	1	1
	昇給に係る職員数(B) (人)	1	1
	号給数別内訳 4号給 (人)	1	1
	比率 (B)/(A) (%)	100.0	100.0
補正前	職員数(A) (人)	1	1
	昇給に係る職員数(B) (人)	1	1
	号給数別内訳 4号給 (人)	1	1
	比率 (B)/(A) (%)	100.0	100.0

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計	職務上の段階、職務の級等 による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	1.975	2.225	4.2	有	
補正前	1.975	2.125	4.1	有	
国の制度	1.975	2.225	4.2	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	退職時特別昇給	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2%~20% 加算)	特別の勸奨退職者12号 給	
国の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (2%~20% 加算)		

キ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	・持家に係る支給額 14,000円
通勤手当	異なる	・通勤距離片道40km以上の場合の支給額 20%加算